

指定可燃物の運用基準

第1 総則

1 品名及び数量

「指定可燃物」とは、火災が発生した場合にその拡大が速やかなもの、又は消火の活動が著しく困難となるものとして指定したものであって、条例別表第8の品名欄に掲げる物品で同表の数量欄に定める数量以上のものをいう。

別表第8（第34条、第35条、第35条の2、第48条関係）

品名	数量
綿花類	200 キログラム
木毛及びかんなくず	400 キログラム
ぼろ及び紙くず	1,000 キログラム
糸類	1,000 キログラム
わら類	1,000 キログラム
再生資源燃料	1,000 キログラム
可燃性固体類	3,000 キログラム
石炭・木炭類	10,000 キログラム
可燃性液体類	2 立方メートル
木材加工品及び木くず	10 立方メートル
合成樹脂類	発泡させたもの
	その他のもの

備考

- 1 綿花類とは、不燃性又は難燃性でない綿状又はトップ状の繊維及び麻糸原料をいう。
- 2 ぼろ及び紙くずは、不燃性又は難燃性でないもの（動植物油がしみ込んでいる布又は紙及びこれらの製品を含む。）をいう。
- 3 糸類とは、不燃性又は難燃性でない糸（糸くずを含む。）及び繭をいう。
- 4 わら類とは、乾燥わら、乾燥藪（い）及びこれらの製品並びに干し草をいう。
- 5 再生資源燃料とは、資源の有効な利用の促進に関する法律（平成3年法律第48号）第2条第4項に規定する再生資源を原材料とする燃料をいう。
- 6 可燃性固体類とは、固体で、次のア、ウ又はエのいずれかに該当するもの（1気圧において、温度20度を超える40度以下の間ににおいて液状となるもので、次のイ、ウ又はエのいずれかに該当するものを含む。）をいう。
 - ア 引火点が40度以上100度未満のもの
 - イ 引火点が70度以上100度未満のもの
 - ウ 引火点が100度以上200度未満で、かつ、燃焼熱量が34キロジュール毎グラム以上であるもの

- エ 引火点が 200 度以上で、かつ、燃焼熱量が 34 キロジュール毎グラム以上であるもので、融点が 100 度未満のもの
- 7 石炭・木炭類には、コークス、粉状の石炭が水に懸濁しているもの、豆炭、練炭、石油コークス、活性炭及びこれらに類するものを含む。
- 8 可燃性液体類とは、法別表第 1 備考第 14 号の総務省令で定める物品で液体であるもの、同表備考第 15 号及び第 16 号の総務省令で定める物品で 1 気圧において温度 20 度で液状であるもの、同表備考第 17 号の総務省令で定めるところにより貯蔵保管されている動植物油で 1 気圧において温度 20 度で液状であるもの並びに引火性液体の性状を有する物品（1 気圧において、温度 20 度で液状であるものに限る。）で 1 気圧において引火点が 250 度以上のものをいう。
- 9 合成樹脂類とは、不燃性又は難燃性でない固体の合成樹脂製品、合成樹脂半製品、原料合成樹脂及び合成樹脂くず（不燃性又は難燃性でないゴム製品、ゴム半製品、原料ゴム及びゴムくずを含む。）をいい、合成樹脂の纖維、布、紙及び糸並びにこれらのはろ及びくずを除く。

2 品名の区分

- (1) 「綿花類」とは、天然纖維、合成纖維の別は問わず、羽毛を含む。
- (2) 「トップ状の纖維」とは、原綿、原毛を製綿、製毛機により 1 本 1 本の細かい纖維を揃えて帯状に束ねたもので、製糸工程前の状態のものをいう。
- (3) 不燃性又は難燃性でない羊毛は、綿花類に該当するが、鉄バされた羊毛（圧縮した原毛の入った麻袋等を針金で締めたものをいう。）は、綿花類に該当しない。
- (4) 「木毛及びかんなくず」の「木毛」とは、木材を細薄なヒモ状に削ったものをいい、一般に用いられている緩衝材、木綿（もくめん）及び木纖維（しゅろの皮、ヤシの実の纖維等）等を含む。「かんなくず」とは、手動又は電動かんなを使用して木材の表面加工の際に出る木くずの一種をいう。製材所などにおいて製材過程に出る廃材、おがくず及び木っ端は、「木材加工品及び木くず」に該当する。
- (5) 「ぼろ及び紙くず」とは、纖維製品並びに紙及び紙製品が本来の製品価値を失い、一般需要者の使用目的から離れ廃棄されたものをいい、古雑誌、古新聞等の紙くずや製本の切れ端、古ダンボール、用いられなくなった衣服等が該当する。
- (6) 「糸類」とは、紡績工程後の糸及びまゆをいい、綿糸、毛紡毛糸、麻糸、化学纖維系、スフ糸、合成樹脂の釣り糸等が該当する。不燃性又は難燃性でない「毛糸」は、糸類に該当する。
- (7) 「わら類」には、俵、こも、なわ、むしろ等が該当する。条例別表第 8 備考第 4 号の「乾燥藺」とは、いぐさを乾燥したものをいい、畳表、ゴザ等を含み、こも包葉たばこ、たる詰葉たばこ及び製造たばこを除く。
- (8) 「再生資源燃料」とは、資源の有効な利用の促進に関する法律（平成 3 年法律第 48 号）

第2条第4項に規定する再生資源を原料とし、燃料等の用途に利用するため成形、固化して製造されたものをいう。製造されたものが燃料用途以外に使用される場合でも再生資源燃料に該当するが、廃棄処理の工程として単に塊状としただけのものを除く。

再生資源燃料の代表的なものとして、次のものがある

ア RDF (R e f u s e D e r i v e d F u e l)

家庭から出される塵芥ゴミ等の一般廃棄物（生ごみ等）を原料として成形、固化することにより製造されたもの

イ RPF (R e f u s e P a p e r a n d P l a s t i c F u e l)

廃プラスチックと古紙、廃材、纖維くず等を原料として、成型、固化することにより製造されたもの

ウ 汚泥乾燥・固体燃料

下水処理場から排出される有機汚泥等を主原料（廃プラスチックを添加したものと含む場合がある。）とし、添加剤等を加えて製造されたもの

エ 木質ペレット丸太、樹皮、枝葉等のほか、木材工場から排出される樹皮、おが粉、端材などの残・廃材を原料として、細かい顆粒状まで砕き、それを圧縮して固めて成形したもの

なお、原材料に再生資源を一切使用しないもの（間伐材のみを原料とするもの等）は、該当しない。

(9) 「可燃性固体類」には、オークレゾール、コールタールピッチ、石油アスファルト、ナフタリン、フェノール、ステアリン酸メチル等が該当する。条例別表第8備考第6号の燃焼熱量及び融点については、JIS K2279「原油及び石油製品－発熱量試験方法及び計算による推定方法」、JIS K0064「化学製品の融点及び溶融範囲測定方法」により算定する。

(10) 「石炭、木炭類」の「石炭」とは、無煙炭、瀝青炭、褐炭、亜炭、泥炭をいい、石炭を乾留して生産されるコークスもこれに該当する。れん炭は、粉状の石炭、木炭を混合して成形した燃料で、豆炭やたどんもこれに該当するが、天然ガス又は液状炭化水素の不完全燃焼又は熱分解によって得られる黒色の微粉末（カーボンブラック）は該当しない。

(11) 「可燃性液体類」は、条例別表第8備考第8号に定めるとおり、法別表第1備考第14号から第17号までに掲げるところにより、危険物の第4類引火性液体から除外されるものをいう。つまり、危規則第1条の3に規定する第2石油類の除外物品（可燃性液体量が40%以下で、引火点が40°C以上かつ燃焼点が60°C以上のもの）、第3石油類の除外物品（可燃性液体量が40%以下のもの）、第4石油類の除外物品（可燃性液体量が40%以下のもの）及び動植物油類の除外物品（危規則第1条の3第7項に定めるタンク又は容器に貯蔵保管されているものをいう。）が該当するほか、引火性液体の性状を示す物品のうち、1気圧において、引火点が250°C以上の物品が該当する。

(12) 「木材加工品及び木くず」の「木材加工品」には、製材した木材、板、柱、半製品（製材した木材、板等を用いて組み立てたもので完成品の一部品となるものをいう。）及び完成した家具類等のほか、丸太のままで使用する電柱材、木箱及び建築用足場が該当する。

原木（立ち木を切り出した丸太の状態のものをいう。）及び水中に貯蔵している木材は、木材加工品に該当しない。

製材所等の製材過程において出る廃材、おがくず及び木っ端は、木くずに該当するが、軽く圧して水分があふれる程度浸漬されたものは除く。

防炎処理された木材加工品は、不燃性又は難燃性を有していない限り、木材加工品に該当する。

(13) 「合成樹脂類」とは、石油などから化学的に合成される高分子物質で固体状の樹脂の総称をいう。このうち、条例別表第8備考第9号において除外されている物品については、既に指定可燃物として指定されていることから合成樹脂類から除外する。

また、合成樹脂類に含まれるゴム類には、天然ゴム、合成ゴムの別を問わず、廃物ゴムを再利用のために加工した再生ゴムも該当する。合成樹脂類のうち、発泡させたものは、概ね発泡率6以上のものをいい、梱包等に用いられる発泡スチロールや緩衝材又は断熱材として用いられるシート等が該当する。

合成樹脂類の「不燃性又は難燃性」の判断については、JIS K7201-2「プラスチック—酸素指数による燃焼性の試験方法—第2部：室温における試験」に基づいて行うものとし、当該試験方法に基づき酸素指数が26以上のものを不燃性又は難燃性を有するものとして取り扱うこととする。

合成樹脂類として一般的に使用されているもので、酸素指数が26未満のものを表1-1に示し、また、酸素指数が26以上のもの及び液状のものを表1-2に示す。

表 1-1 酸素指数 26 未満のもの

アクリロニトリル・ステレン共重合樹脂 (AS)
アクリロニトリル・ブタジエン・ステレン共重合樹脂 (ABS)
エポキシ樹脂 (EP) … 接着剤以外のもの
不飽和ポリエステル樹脂 (UP)
ポリアセタール (POM)
ポリウレタン (PUR)
ポリエチレン (PE)
ポリスチレン (PS)
ポリビニルアルコール (PVAL) … 粉状 (原料等)
ポリプロピレン (PP)
ポリメタクリル酸メチル (PMMA、メタクリル樹脂)

注 () 書きは略称又は別名を示す。

難燃化を行い、酸素指数が 26 以上となる場合があるので留意すること。

表 1-2 酸素指数 26 以上のもの又は液状のもの

フェノール樹脂 (PF)
フッ素樹脂 (PFE)
ポリアミド (PA)
ポリ塩化ビニリデン (PVDC、塩化ビニリデン樹脂)
ポリ塩化ビニル (PVC、塩化ビニル樹脂)
ユリア樹脂 (UF)
けい素樹脂 (SI)
ポリカーボネート (PC)
メラミン樹脂 (MF)
アルキド樹脂 (ALK) … 液状

注 () 書きは略称又は別名を示す。

(13) 条例別表第8に掲げる具体的な品名(例)は次の表のとおりである(表1-3)。

表1-3 条例別表第8に掲げる具体的な品名(例)

可燃性 固体類 等	綿花 類等	品名	条例別表第8 で定める数量	届出 範囲	具体的な品名	
	○	綿花類	200 kg	数量の 5倍以上	製糸工程前の 原毛、羽毛	
	○	木毛及びかんなくず	400 kg	数量の 5倍以上	椰子(やし)の実 纖維、製材中に 出るかんなくず	
	○	ぼろ及び紙くず	1,000 kg	数量の 5倍以上	使用していない 衣服、古新聞、 古雑誌	
	○	糸類	1,000 kg	数量の 5倍以上	綿糸、麻糸、化学 纖維糸、毛糸	
	○	わら類	1,000 kg	数量の 5倍以上	乾燥わら、 乾燥草	
	○	再生資源燃料	1,000 kg	数量以上	廃棄物固形化燃料 (RDF等)	
○		可燃性固体類	3,000 kg	数量以上	石油アスファルト、クレゾール	
	○	石炭・木炭類	10,000 kg	数量の 5倍以上	練炭、豆炭、 コークス	
○		可燃性液体類	2 m ³	数量以上	潤滑油、 自動車用グリス	
	○	木材加工品及び 木くず	10 m ³	数量の 5倍以上	家具類、建築廃材、 木製パレット	
	○	合成樹脂類	発泡 させた もの	20 m ³	数量以上	発泡ウレタン、 発泡スチロール、 断熱材
	○		その他 のもの	3,000 kg	数量以上	ゴムタイヤ、天然 ゴム、合成ゴム、 樹脂製パレット

3 貯蔵又は取扱いについて

指定可燃物の貯蔵又は取扱いは、次の例によること。

- (1) 貯蔵（倉庫内に保管することや屋外に集積することをいう。）又は取扱い（指定可燃物に係る製造・加工等をいう。）に該当する場合

条例別表第8の数量以上の指定可燃物を倉庫において貯蔵する場合又は工場において製造、加工する場合、並びに工事用資機材として貯蔵し、又は取り扱う場合等

- (2) 貯蔵又は取扱いに該当しない場合

ア 一定場所に集積することなく日常的に使用される事務所のソファー、椅子、学校の机、ホテルのベッド類、図書館の図書類等

イ 倉庫の保温保冷のための断熱材として使用されているもの

ウ 百貨店等において陳列、展示しているもの

エ 施工された時点の建築物の断熱材、地盤の改良材、道路の舗装材等

オ ビールケース、ダンボール、パレット等を搬送用の道具として使用する場合

(図1-1から図1-3まで)

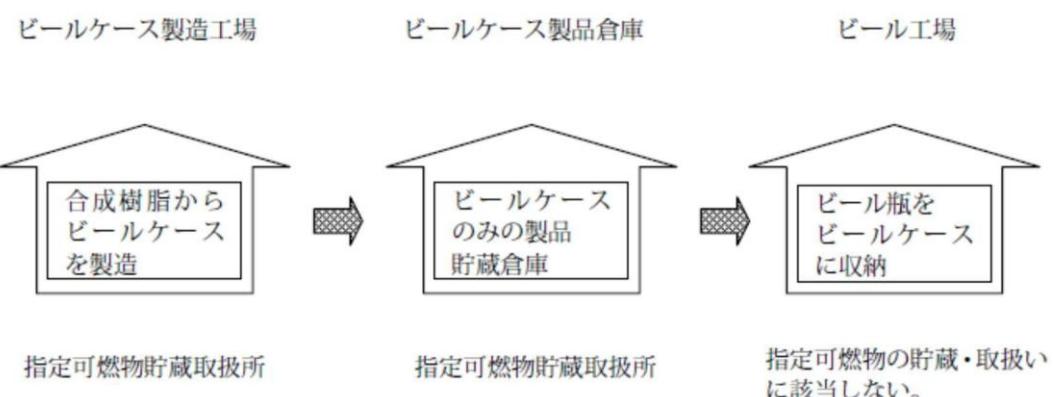


図1-1 ビールケース（合成樹脂類）の場合

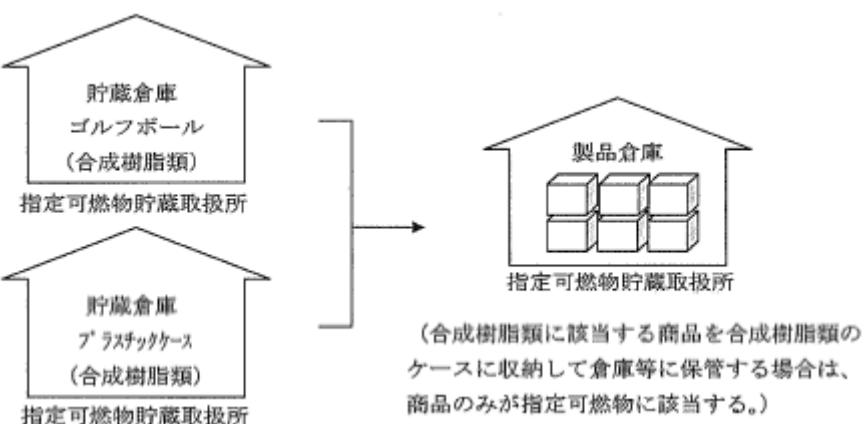
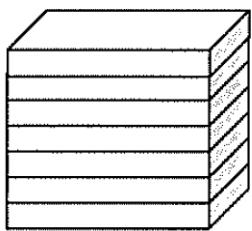
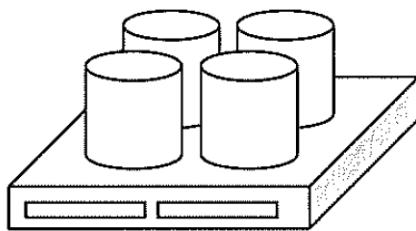


図1-2 ゴルフボール（合成樹脂類）をプラスチックケース（合成樹脂類）に収納した場合



パレット等の集積は、
指定可燃物に該当する。



道具として使用されているパレット等は、
指定可燃物に該当しない。

図 1-3 パレット等（合成樹脂類）

4 貯蔵し、又は取り扱う場合の同一場所の扱いについて

（1）可燃性固体類等の同一場所の扱い

可燃性固体類等の同一場所の扱いは、少量危険物の運用基準第 1 「総則」に準ずる。

（2）綿花類等の同一場所の扱い

ア 屋外の場合

原則として敷地ごととする。ただし、防火上安全な距離を有する場合はこの限りでない。

イ 屋内の場合

原則として建築物ごととする。ただし、綿花類等を貯蔵し、又は取り扱う場合は、建基政令第 112 条に規定する防火区画（開口部には自動閉鎖式又は煙感知器連動により閉鎖する特定防火設備をいう。）が存在する場合は、それぞれ別のものとみなすことができる。

5 貯蔵し、又は取り扱う場合の数量の算定

同一場所で貯蔵し、又は取り扱う指定可燃物の数量の算定は、条例別表第 8 に掲げる数量以上の品名のものについて、貯蔵し、又は取り扱う数量を条例別表第 8 に掲げる数量で除し、その数量を合算する（例 1 から例 3 まで）。

【例 1】糸類 500,000 kg (500 倍)、綿花類 60,000 kg (300 倍)、ぼろ及び紙くず 800 kg を貯蔵し、又は取り扱っている場合、条例別表第 8 に定める数量未満のぼろ及び紙くずを除き、条例別表第 8 の数量以上の糸類と綿花類のみを合算して、合計 800 倍の指定可燃物を貯蔵し、又は取り扱うものとする（表 1-4）。

表 1-4 例 1 に係る計算表

品名	貯蔵取扱量	別表第 8 の数量	備考
糸類	500,000 kg	1,000 kg	別表に定められている量の 500 倍
綿花類	60,000 kg	200 kg	別表に定められている量の 300 倍
ぼろ及び紙くず	800 kg	1,000 kg	別表に定められている量未満なので非該当
			別表に定める量以上の物品を倍数ごとに合算し、800 倍となる

【例 2】糸類 800 kg、綿花類 150 kg、ぼろ及び紙くず 800 kg のように 2 以上の異なる指定可燃物の品名の量がそれぞれ条例別表第 8 の数量未満の場合は、合算せず綿花類等の貯蔵又は取扱いに該当しない（表 1-5）。

表 1-5 例 2 に係る計算表

品名	貯蔵取扱量	別表第 8 の数量	備考
糸類	800 kg	1,000 kg	別表に定められている量未満なので非該当
綿花類	150 kg	200 kg	別表に定められている量未満なので非該当
ぼろ及び紙くず	800 kg	1,000 kg	別表に定められている量未満なので非該当
			別表に定める量未満の場合は、合算しないので貯蔵取扱いの対象外

【例 3】条例別表第 8 の同一品名欄に含まれる異なる物品を貯蔵し、又は取り扱う場合には、それぞれの品名を同一の品名として合算して計算する。ただし、合成樹脂類の発泡させたものとその他のものについては同一の品名としない。綿糸 (500 kg) + 毛紡毛糸 (500 kg) + 麻糸 (500 kg) + 化学繊維糸 (500 kg) → 糸類 (2,000 kg)

第2 指定可燃物のうち、可燃性固体類及び可燃性液体類並びに動植物油類の貯蔵及び取扱いの技術上の基準等（条例第34条関係）

第34条 別表第8の品名欄に掲げる物品で同表の数量欄に定める数量以上のもの（以下「指定可燃物」という。）のうち可燃性固体類（同表備考第6項に規定する可燃性固体類をいう。以下同じ。）及び可燃性液体類（同表備考第8項に規定する可燃性液体類をいう。以下同じ。）並びに指定数量の5分の1以上指定数量未満の第4類の危険物のうち動植物油類（以下「可燃性液体類等」という。）の貯蔵及び取扱いは、次の各号に掲げる技術上の基準によらなければならない。

（1）可燃性液体類等を容器に収納し、又は詰め替える場合は、次によること。

ア 可燃性固体類（別表第8備考第6項エに該当するものを除く。）にあっては危険物規則別表第3の危険物の類別及び危険等級の別の第2類のIIIの項において、可燃性液体類及び指定数量の5分の1以上指定数量未満の第4類の危険物のうち動植物油類にあっては危険物規則別表第3の2の危険物の類別及び危険等級の別の第4類のIIIの項において、それぞれ適応するものとされる内装容器（内装容器の種類の項が空欄のものにあっては、外装容器）又はこれと同等以上であると認められる容器（以下この号において「内装容器等」という。）に適合する容器に収納し、又は詰め替えるとともに、温度変化等により可燃性液体類等が漏れないように容器を密封して収納すること。

イ アの内装容器等には、見やすい箇所に可燃性液体類等の化学名又は通称名及び数量の表示並びに「火気厳禁」その他これと同一の意味を有する他の表示をすること。ただし、化粧品の内装容器等で最大容量が300ミリリットル以下のものについては、この限りでない。

（2）可燃性液体類等（別表第8備考第6項エに該当するものを除く。）を収納した容器を積み重ねて貯蔵する場合には、高さ4メートルを超えて積み重ねないこと。

（3）可燃性液体類等は、炎、火花若しくは高温体との接近又は過熱を避けるとともに、みだりに蒸気を発生させないこと。

（4）前号の基準は、可燃性液体類等を貯蔵し、又は取り扱うに当たって、同号の基準によらないことが通常である場合においては、適用しない。この場合において、当該貯蔵又は取扱いについては、災害の発生を防止するため十分な措置を講ずること。

2 可燃性液体類等を貯蔵し、又は取り扱う場所の位置、構造及び設備は、次の各号に掲げる技術上の基準によらなければならない。

（1）可燃性液体類等を貯蔵し、又は取り扱う屋外の場所の周囲には、可燃性固体類及び可燃性液体類（以下「可燃性固体類等」という。）にあっては容器等の種類及び可燃性固体類等の数量の倍数（貯蔵し、又は取り扱う可燃性固体類等の数量を別表第8に定める当該可燃性固体類等の数量で除して得た値をいう。以下この条において同じ。）に応

じ次の表に掲げる幅の空地を、指定数量の5分の1以上指定数量未満の第4類の危険物のうち動植物油類にあっては1メートル以上の幅の空地をそれぞれ保有するか、又は防火上有効な塀を設けること。

容器等の種類	可燃性固体類等の数量の倍数	空地の幅
タンク又は金属製容器	1以上20未満	1メートル以上
	20以上200未満	2メートル以上
	200以上	3メートル以上
その他の場合	1以上20未満	1メートル以上
	20以上200未満	3メートル以上
	200以上	5メートル以上

- (2) 別表第8で定める数量の20倍以上の可燃性固体類等を屋内において貯蔵し、又は取り扱う場合は、壁、柱、床及び天井を不燃材料で造った室内において行うこと。ただし、その周囲に幅1メートル(別表第8で定める数量の200倍以上の可燃性固体類等を貯蔵し、又は取り扱う場合は、3メートル)以上の空地を保有するか、又は防火上有効な隔壁を設けた建築物その他の工作物内にあっては、壁、柱、床及び天井を不燃材料で覆った室内において、貯蔵し、又は取り扱うことができる。
- 3 前2項に規定するもののほか、可燃性液体類等の貯蔵及び取扱い並びに貯蔵し、又は取り扱う場所の位置、構造及び設備の技術上の基準については、第31条から第32条の8まで(第32条の2第1項第16号及び第17号、第32条の3第2項第1号並びに第32条の7を除く。)の規定を準用する。

【運用・解説】

1 条例別表第8で定める指定可燃物のうち、可燃性液体類等の貯蔵及び取扱いの基準については、少量危険物の場合に準じて規定している。

条例第34条第1項第1号については、可燃性液体類等を容器に収納し、又は詰め替える場合についての基準を危険物に準じて規定したものである。

次に掲げる危険物において適応する容器又はこれと同等以上であると認められる容器に収納し、又は詰め替えるとともに、温度変化等により漏れないように容器を密封するよう定めている。

(1) 可燃性固体類(引火点が200°C以上のものを除く。)

危規則別表第3に掲げる第2類の危険等級IIIの危険物

(2) 可燃性液体類及び少量危険物に該当する動植物油類

危規則別表3の2に掲げる第4類の危険等級IIIの危険物

2 条例第 34 条第 1 項第 2 号に規定する「高さ」の算定は、最下段の容器の底面（床面又は地盤面）から最上段の容器の頂部までの距離とすること。

なお、機械により荷役する構造を有する容器等のみを積み重ねる場合には、高さ 6 m まで積み重ねることができるものとする。

3 条例第 34 条第 1 項第 3 号の規定については、可燃性液体類等は、表面から発生する蒸気が空気と混合して、一定の混合比（燃焼範囲）の可燃性混合ガスを形成した場合に、炎や火花等の火源により引火して、火災、爆発に至り、また、可燃性混合ガスは、物質の温度が当該物質の引火点以上になった場合に形成されることから次のように定めている。

（1）炎、火花、高温体との接近及び過熱を避ける。

（2）みだりに蒸気を発生させない。蒸気を発生するような取扱いをする場合は、蒸気を排出し、又は十分な通風を行う。

4 条例第 34 条第 1 項第 4 号の規定については、原則に適合しない状況において、可燃性液体類等の貯蔵又は取扱いを行う場合は、火災等の災害の発生を防止するための措置を十分に講じなければならないことを定めている。すなわち、原則規定から外れた貯蔵又は取扱いをする場合は、それにより発生する可燃性蒸気、化学反応、発熱等の危険因子に対する換気、冷却等の災害を防止するための十分な措置を講じた上で行う必要がある。

5 条例第 34 条第 2 項第 1 号に規定する「貯蔵し、又は取り扱う屋外の場所の周囲」、「空地」、並びに動植物油類の場合における「防火上有効な塀」は、少量危険物の運用基準第 5 の 1 の定めるところによること。

「タンク又は金属製容器」とは、条例第 32 条の 4 に規定するタンク又は条例第 34 条第 1 項第 1 号アに規定する容器のうち、金属製容器をいうものであること。

金属で気密につくられた設備については、条例第 34 条第 1 項第 1 号の表中タンク又は金属製容器の項に掲げる空地の幅を適用することができる。

「貯蔵し、又は取り扱う場所」が建物の屋上であるときは、屋外として取り扱うものとし、条例第 34 条第 2 項第 1 号の規定を適用すること。

6 条例第 34 条第 2 項第 2 号に規定する「防火上有効な隔壁」は、少量危険物の運用基準第 4 の 10 の定めるところによること。

また、防火上有効な隔壁を設けた建築物その他の工作物で壁、柱、床及び天井を不燃材料で覆った室内において貯蔵し、又は取り扱う場合は、隔壁に面する部分を除きその周囲には幅 1m 以上（200 倍以上については 3 m 以上）の空地を保有すること（図 2-1）。

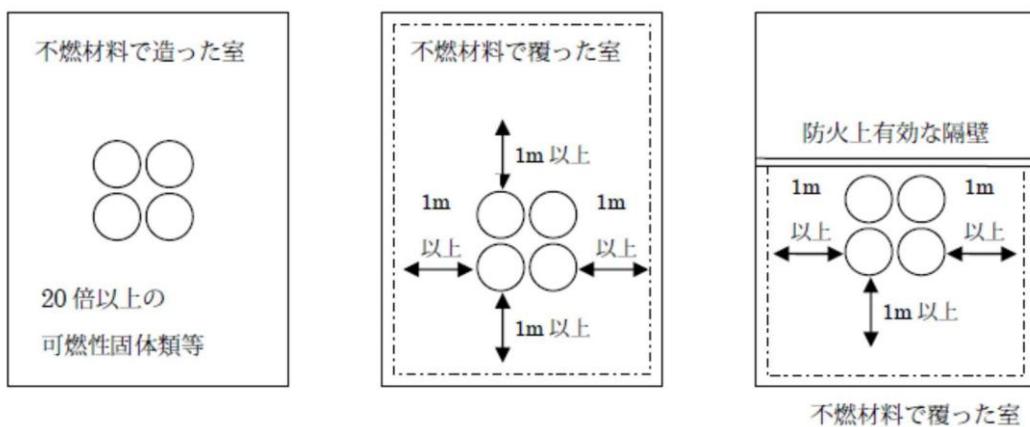


図2－1 20倍以上の可燃性固体類等を屋内に貯蔵し、又は取り扱う場合の例

- 7 条例第34条第1項及び第2項の基準のほか、可燃性液体類等の貯蔵及び取扱いの基準については、少量危険物の場合と同様の規制を行う。
- 8 条例第34条第1項第1号イにおいて読み替えて準用する条例第32条の2第2項第1号に掲げる標識及び掲示板は、少量危険物の運用基準第16に定めるところによる。
- 9 可燃性液体類等をタンクにおいて貯蔵し、又は取り扱う場合は、少量危険物の運用基準第7から第9までの定めるところによる。

可燃性固体類のアスファルトなどは、加温されて液状で貯蔵されている場合が一般的であるが、異常過熱や雨水の混入に注意が必要であるほか、タンクの周囲には、漏れた場合にその流出を防止するための有効な措置を講じること。

- 10 可燃性液体類等をタンク以外において貯蔵し、又は取り扱うもので、漏れた場合に固体となるものは、次の（1）又は（2）によらないことができる。
 - (1) 屋外において、液状で貯蔵し、又は取り扱う場合は、少量危険物の運用基準第5の1の定めるところによる。
 - (2) 屋内において、液状で貯蔵し、又は取り扱う場合の床の構造は、少量危険物の運用基準第6の1の定めるところによる。

第3 指定可燃物のうち、可燃性固体類以外の指定可燃物（綿花類等）の貯蔵及び取扱いの技術上の基準（条例第35条関係）

第35条 指定可燃物のうち可燃性固体類等以外の指定可燃物（以下「綿花類等」という。）

の貯蔵及び取扱いは、次の各号に掲げる技術上の基準によらなければならない。

- (1) 綿花類等を貯蔵し、又は取り扱う場所においては、みだりに火気を使用しないこと。
- (2) 綿花類等を貯蔵し、又は取り扱う場所においては、係員以外の者をみだりに入りさせないこと。
- (3) 綿花類等を貯蔵し、又は取り扱う場所においては、常に整理及び清掃を行うこと。
この場合において、危険物と区分して整理するとともに、綿花類等の性状等に応じ、地震等により容易に荷くずれ、落下、転倒又は飛散しないような措置を講ずること。
- (4) 綿花類等のくず、かす等は、当該綿花類等の性質に応じ、1日1回以上安全な場所において廃棄し、その他適切な措置を講ずること。
- (5) 再生資源燃料（別表第8備考第5項に規定する再生資源燃料をいう。以下同じ。）のうち、廃棄物固形化燃料その他の水分によって発熱又は可燃性ガスの発生のおそれがあるもの（以下「廃棄物固形化燃料等」という。）を貯蔵し、又は取り扱う場合は、次によること。
 - ア 廃棄物固形化燃料等を貯蔵し、又は取り扱う場合は、適切な水分管理を行うこと。
 - イ 廃棄物固形化燃料等を貯蔵する場合は、適切な温度に保持された廃棄物固形化燃料等に限り受け入れること。
 - ウ 3日を超えて集積する場合においては、発火の危険性を減じ、発火時においても速やかな拡大防止の措置を講じることができるよう5メートル以下の適切な集積高さとすること。
 - エ 廃棄物固形化燃料等を貯蔵する場合は、温度及び可燃性ガス濃度の監視により廃棄物固形化燃料等の発熱の状況を常に監視すること。

2 綿花類等を貯蔵し、又は取り扱う場所の位置、構造及び設備は、次の各号に掲げる技術上の基準によらなければならない。

- (1) 綿花類等を貯蔵し、又は取り扱う場所には、綿花類等を貯蔵し、又は取り扱っている旨を表示した標識並びに綿花類等の品名、最大数量及び防火に関し必要な事項を掲示した掲示板を設けること。
- (2) 綿花類等のうち廃棄物固形化燃料等及び合成樹脂類（別表第8備考第9項に規定する合成樹脂類をいう。以下同じ。）以外のものを集積する場合には、1集積単位の面積が200平方メートル以下になるように区分するとともに、集積単位相互間に次の表に掲げる距離を保つこと。ただし、廃棄物固形化燃料等以外の再生資源燃料及び石炭・木炭類（同表備考第7項に規定する石炭・木炭類をいう。）にあっては、温度計等により温度を監視するとともに、廃棄物固形化燃料等以外の再生資源燃料又は石炭・木炭類を適温に保つための散水設備等を設置した場合は、この限りでない。

区分		距離
(1)	面積が 50 平方メートル以下の集積単位相互間	1 メートル以上
(2)	面積が 50 平方メートルを超え 200 平方メートル以下の集積単位相互間	2 メートル以上

(3) 綿花類等のうち合成樹脂類を貯蔵し、又は取り扱う場合は、次によること。

ア 集積する場合においては、1 集積単位の面積が 500 平方メートル以下になるよう区分するとともに、集積単位相互間に次の表に掲げる距離を保つこと。ただし、火災の拡大又は延焼を防止するため散水設備を設置する等必要な措置を講じた場合は、この限りでない。

区分		距離
(1)	面積が 100 平方メートル以下の集積単位相互間	1 メートル以上
(2)	面積が 100 平方メートルを超え 300 平方メートル以下の集積単位相互間	2 メートル以上
(3)	面積が 300 平方メートルを超え 500 平方メートル以下の集積単位相互間	3 メートル以上

イ 合成樹脂類を貯蔵し、又は取り扱う屋外の場所の周囲には、1 メートル（別表第 8 で定める数量の 20 倍以上の合成樹脂類を貯蔵し、又は取り扱う場合は、3 メートル）以上の空地を保有するか、又は防火上有効な塀を設けること。ただし、開口部のない防火構造の壁又は不燃材料で造った壁に面するとき又は火災の延焼を防止するため水幕設備を設置する等必要な措置を講じた場合は、この限りでない。

ウ 屋内において貯蔵し、又は取り扱う場合は、貯蔵する場所と取り扱う場所の間及び異なる取扱いを行う場合の取り扱う場所相互の間を不燃性の材料を用いて区画すること。ただし、火災の延焼を防止するため水幕設備を設置する等必要な措置を講じた場合は、この限りでない。

エ 別表第 8 に定める数量の 100 倍以上を屋内において貯蔵し、又は取り扱う場合は、壁及び天井を難燃材料（建基政令第 1 条第 6 号に規定する難燃材料をいう。）で仕上げた室内において行うこと。

(4) 廃棄物固化化燃料等を貯蔵し、又は取り扱う場所の位置、構造及び設備は、前号ア及びエの規定の例によるほか、次に掲げる技術上の基準によること。

ア 廃棄物固化化燃料等の発熱の状況を監視するための温度測定装置を設けること。

イ 別表第 8 で定める数量の 100 倍以上の廃棄物固化化燃料等をタンクにおいて貯蔵する場合は、当該タンクは廃棄物固化化燃料等に発熱が生じた場合に廃棄物固化化燃料等を迅速に排出できる構造とすること。ただし、当該タンクに廃棄物固化化燃料等の発熱の拡大を防止するための散水設備又は不活性ガス封入設備を設置した場合はこの限りでない。

【運用・解説】

1 条例別表第8で定める指定可燃物のうち、可燃性固体類及び可燃性液体類以外の指定可燃物（以下「綿花類等」という。）の貯蔵及び取扱いの基準について規定したものである。

条例第35条第1項第1号に規定する「みだりに火気を使用しない」とは、綿花類等の性質及び作業工程等を考慮して火気の使用を制限するものをいい、火気を使用する場合は次によること。

(1) 正当な理由がある場合に限り、よく管理された状態であること。

(2) 安全な場所において、安全な方法であること。

2 条例第35条第1項第2号に規定する「係員以外のものをみだりに出入りさせない」とは、綿花類等の指定可燃物貯蔵取扱所において日常業務に従事する者以外の工事業者等の出入りなどについて管理者等が十分掌握し、必要に応じて措置を行うことをいう。

3 条例第35条第1項第3号に規定する「危険物と区分して整理する」とは、危険物と同一場所において綿花類等の指定可燃物を貯蔵し、又は取り扱うことは、基本的には否定されるものであるが、止むを得ず同一場所において貯蔵し、又は取り扱う場合には、火災予防上安全な距離（概ね1m以上）を保ち、それぞれを区分し、よく管理された状態のもとに行うことをいう。

また、地震等に対する落下、飛散等防止措置としては、囲い、ロープ掛け等の措置が挙げられる。

4 条例第35条第1項第5号アに規定する「適切な水分管理」とは、10%以下のできる限り低い管理値が設定されることをいう。

同号イに規定する「適切な温度に保持された」とは、外気温に対する許容変動幅も考慮した管理値が設定されることをいう。

同号ウに規定する「適切な集積高さとする」とは、物品の性状及び貯蔵条件等により適切な高さが異なることから、具体的な数値を一律に定めるものではなく、個々の物品及び貯蔵条件に応じて、発熱又は可燃性ガスの発生を防止でき、安全に制御できる高さをいうものであることをいう。

なお、廃棄物固化化燃料等のうち、RDFの貯蔵に伴う集積の高さについては、「再生資源燃料における廃棄物固化化燃料等の安全対策について」（平成20年8月29日付け消防危第333号消防庁危険物保安室長通知）の提言に留意すること。

同号エに規定する「発熱の状況を常に監視する」とは、温度計その他の測定装置による監視又は巡回、サンプリング等により適切に管理できる値の範囲内で貯蔵されていることを隨時確認することをいう。

5 条例第35条第2項第1号に規定する標識及び掲示板は、少量危険物の運用基準第16の定めるところによる。

6 条例第35条第2項第2号に規定する「散水設備等」には、ドレンチャー設備、スプリンクラー設備等が該当する。

7 条例第35条第2項第2号及び同項第3号に規定する綿花類等を集積する場合は、次の例によること（図3-1）。

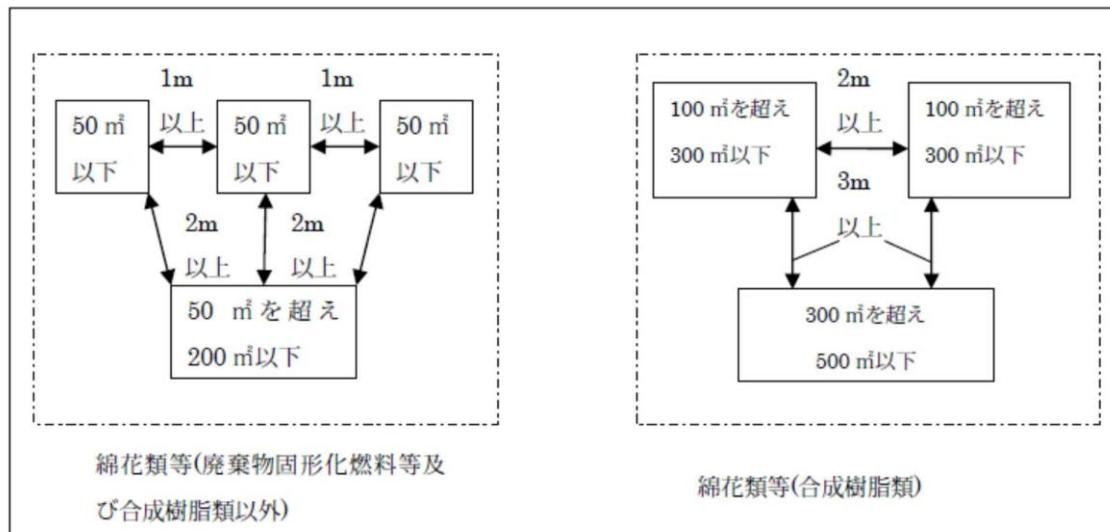


図3-1 綿花類等を集積する場合の例

「火災の拡大又は延焼を防止するため散水設備を設置する等必要な措置」とは、火災の拡大又は延焼を防止するのに有効なスプリンクラー設備、ドレンチャー設備等を設置した場合をいう。

「火災の延焼を防止するための水幕設備を設置する等必要な措置」とは、火災の延焼を防止するのに有効なスプリンクラー設備、ドレンチャー設備又は防火シャッター等を設置した場合をいう。

「開口部のない防火構造の壁又は不燃材料で作った壁に面するとき」の壁は、次の条件を満たす必要がある。

(1) 壁の高さが、地盤面から当該施設が直面する階までの高さであるもの。

なお、この場合底部分は当該壁と同等以上の防火性能を有しているもの（図3-2）。

(2) 壁の幅は、空地が保有できない部分を遮へいする範囲以上であるもの。

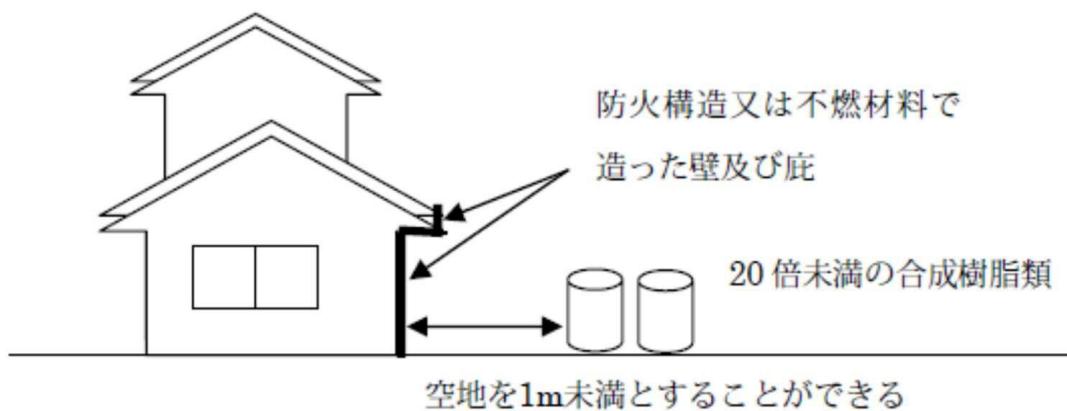


図 3-2

8 条例第 35 条第 2 項第 3 号ウに規定する「不燃性の材料を用いて区画する」とは、不燃材料、準不燃材料又は難燃材料のほかこれに類する防炎性を有する材料で区画（開口部には自動閉鎖式又は煙感知器連動により閉鎖する特定防火設備）した場合をいう（図 3-3）。

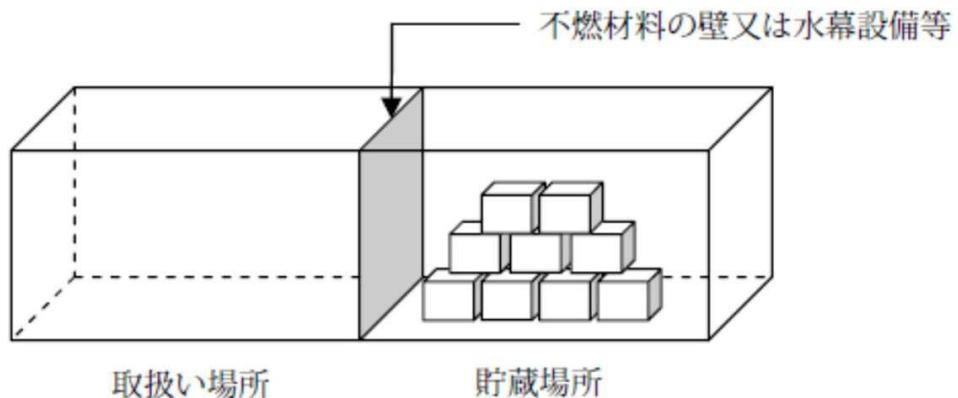


図 3-3 合成樹脂類の取扱い場所と貯蔵場所を区画する例

9 条例第 35 条第 2 項第 4 号アに規定する「発熱の状況を監視するための温度測定装置」は、発熱の有無を適正に監視できるよう精度及び設置位置等に留意すること。

同号イに規定する「迅速に排出できる構造」には、次のものが考えられる。

- (1) タンクの下部を開放することで、内容物の全量が落下する等により即時に排出される構造
- (2) タンクの内容物に異常が生じてから危険な状態になる前に、通常の搬出設備以外で、外部へ搬出又は排出することができる機構を備えたもの

第4 別表第8で定める数量の100倍以上の再生資源燃料(廃棄物固化化燃料等に限る。)、可燃性固体類、可燃性液体類又は合成樹脂類を貯蔵し、又は取り扱う場合(条例第35条の2関係)

第35条の2 別表第8で定める数量の100倍以上の再生資源燃料(廃棄物固化化燃料等に限る。)、可燃性固体類、可燃性液体類又は合成樹脂類を貯蔵し、又は取り扱う場合は、当該貯蔵し、又は取り扱う場所における火災の危険要因を把握するとともに、前2条に定めるもののほか、当該危険要因に応じた火災予防上有効な措置を講じなければならない。

【運用・解説】

「危険要因を把握する」に当たっては、一般に類似施設の事故・トラブル事例等を参考に対象施設の火災発生・拡大要因を整理することとなるが、その手法を特に問うものではなく、施設形態、貯蔵・取扱形態が類型化され得るような施設にあっては、例えばこれまでの経験・知見に基づき構成設備、取扱工程等ごとに想定事故形態と必要と考える対策とを箇条的に整理するような簡易な方法も考えられる。

第5 基準の特例(条例第35条の3関係)

【運用・解説】

少量危険物の運用基準第14の定めるところによる。